川越市内の建築物等における木造化・木質化等に関する方針

平成 29 年４月　１日　市長決裁
令和　４年９月 30 日　改　　正

（目的）

第１　この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 12 条第１項の規定に基づき、埼玉県が定めた埼玉県内の建築物等における木造化・木質化等に関する指針に即して、法第 12 条第２項に掲げる必要な事項を定め、市内の建築物等における県産木材等を利用した木造化・木質化等を推進することにより、やすらぎとぬくもりのある公共空間を提供するとともに、木材の利用拡大を図ることで地球温暖化防止や循環型社会の構築及び森林整備の促進などに資することを目的とする。

（用語の定義）

第２　この方針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）建築物　建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第２条第１号に規定する建築物をいう。

（２）建築物等の等　建築物に付属する工作物をいう。

（３）市有施設等　市が事業主体となり建築する公共建築物（法第２条第２項に規定する公共建築物をいう。）及び工作物のうち、別表に掲げる用途のものをいう。

（４）建築　新築、増築及び改築をいう。

（５）公共土木工作物　市が事業主体となり施工する道路、公園及び河川等に係る土木工作物をいう。

（６）木造化　建造物等の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、小屋組等）の全て又は一部を木造とすることをいう。

（７）木質化　建築物等の内装及び外壁等に木材を利用することをいう。

（８）県産木材　原則として「さいたま県産木材認証制度」に基づき認証された木材又は森林認証制度に基づく認証により、県内の森林から産出されたことが確認できる木材をいう。

（木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項）

第３　市は、法第５条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、市有施設等及び公共土木工作物に県産木材を利用するよう努める。

２　市は、川越市内において建築物を整備する事業者に対して、積極的な県産木材の利用の理解と協力を求めるよう努める。

（木材利用の推進の目標）

第４　市有施設等の建築に当たっては、次に掲げるものを除き、地上２階建て以下かつ延べ床面積が 3,000 ㎡以下の市有施設及びこれに付属する工作物は、原則として木造化に努める。

　また、これ以外の施設であっても、木造化することを検討する。

（１）建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設。

（２）施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設。

（３）その他、木造化することに困難な理由があるもの。

２　市有施設等の建築及び改修に当たっては、木造、非木造に関わらず、別表に掲げる部分について、可能な限り木質化を進める。

３　木造化及び木質化の実施に当たっては、可能な限り県産木材を利用する。

（市有施設等の備品等における木材利用）

第５　市有施設等に導入する備品については、県産木材を用いた製品の積極的な使用に努める。

（公共土木工作物における木材利用）

第６　公共土木工作物においては、強度、耐久性、維持管理等を考慮した上で間伐材等の県産木材及び県産木材を用いた製品を積極的に使用するよう努める。

（市が補助金等を交付又は認可する市有施設等に準じる施設等）

第７　市が補助金等を交付又は認可する市有施設等に準じる施設等について、県産木材の利用の促進に努めるものとする。市有施設等に準じる施設等とは、別表の用途に掲げる機能を有する、民間が設置する施設等である。

（ＰＲ及び普及）

第８　木造化又は木質化した市有施設等の管理者は、多くの市民が木造化・木質化した施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることのできるよう、当該施設のＰＲ及び普及に努める。

２　木材利用促進の日（毎年 10 月８日）及び木材利用促進月間（毎年 10 月）において重点的に、木材利用関係者が連携し、積極的に普及啓発に取り組むものとする。

（建築物木材利用促進協定制度の活用）

第９　市は、法第 15 条に定める建築物木材利用促進協定制度について、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、基本方針及び本指針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行う。

２　市が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表する等、積極的な周知に努める。

（木材の利用促進に当たっての留意事項）

第 10　木材の利用促進に当たっては、県産木材を利用することの付加価値等を踏まえ、導入等のコスト及び維持管理コスト等について考慮し、総合的に判断した上で木材の利用に努めるものとする。

（その他）

第 11　この方針に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

（適用）

第 12　この方針は平成 29 年４月１日から適用する。

２　この方針は令和４年９月 30 日から改正する。

別表（木造化・木質化する市有施設等）

	用途	内装の木質化 を図る部分	外壁等の木質化 を図る部分
市有施設	・　学校教育施設 ・　生涯学習施設 ・　文化・スポーツ・観光施設 ・　福祉施設 ・　公営住宅 ・　都市基盤施設 ・　行政関連施設	・　玄関ホール ・　ロビー ・　共用廊下 ・　主要な居室	・　軒（庇）、ピロティ等の雨よけがある外壁 ・　軒裏及びピロティの天井
工作物	市有施設に付属する、案内板、掲示板、外柵、デッキ、パーゴラ、遊具等		